

別記様式第1号(第四関係)

富津地区活性化計画

千葉県富津市

令和8年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 富津地区活性化計画					
都道府県名 千葉県	市町村名 富津市	地区名(※1) 富津地区		計画期間(※2)	R8～R12

目標 : (※3)

○目標設定の考え方

当地区が位置する東京湾北部海域は、ノリ養殖や貝類の養殖・漁業に適しており、さらに千葉ブランド水産物である白ミルやタチウオ、アナゴ等の多様な魚種が水揚げされるなど、漁業資源に恵まれた地域である。

しかし、近年気候変動の影響による漁期の短縮や貝類等の水産資源の減少によって、漁業生産量が減少している。加えて担い手である漁業者の減少や高齢化が進行するなど、「負のスパイラル」に陥ることが懸念されている。

他方で、地区は東京からのアクセスが良いこともあり、潮干狩り場をはじめとする海洋レクリエーション施設が立地している。

これらの特性を踏まえて、都市と農山漁村の交流促進の観点から、地域資源を戦略的に活用し、外部資金や滞在・定住人口の獲得につなげ、持続可能な地域産業を実現する。

具体的には、潮干狩り場や既存漁港施設を以下の点で機能強化を図るとともに、地域の他の農山漁村資源との連携や水産物の販路開拓・高付加価値化等につなげることによって、漁業者の所得向上や滞在人口の確保を図る。

【機能例】海洋体験プログラムの提供、地域の伝統食等の提供、地域水産物の販売、地域の農山漁村資源のプロモーション、域内周遊のハブ機能等

○具体的な数値目標

(滞在人口の増加)

【目標値】7,891人/年

【算定方法】潮干狩り場来場者数過去3年平均(R4～R6)78,916人から施設整備により10%の増加を目標とし、整備後のR9年度～R11年度の3か年の計画区域外からの入込客数を平均し、7,891人の増加を掲げる。

(地域産物の販売額の増加)

【目標値】21,872千円/年

【算定方法】計画区域において生産された地域産物の販売額の増加額=(①入漁料の増加額の目標値)+(②計画区域において生産された貝類等販売額の増加)を目標とし、整備後のR9年度～R11年度の3か年の計画区域外からの地域産物の販売額の増加額を平均し、21,872千円の増加を掲げる。

(イベントの開催数)

【目標値】1回/年

【算定方法】1回【目標値】—0回【現状値】=1回

目標設定の考え方

地区的概要:

・富津市は房総半島の中西部東京湾側に位置している。東京都心部から直線距離で約50km圏内であり、自動車を利用すれば東京湾アクアライン等を利用し約60分でアクセスすることができる。このように観光誘客や水産物等の消費拡大の観点から、大きなマーケットを近隣に有している。

・富津地区は漁場資源にも恵まれており、その立地条件から栄養塩類が豊富であり遠浅の地形が広がっているため、かねてからノリ養殖や貝類の養殖・漁業が盛んである。また少し南の海域では良好な磯根資源があるため、多様な魚種が漁獲される。このように富津地区は都市と農山漁村の両面の性格を有する地域である。

・富津岬の先端は県立富津公園となっており、公園から南側の海岸線は外房のいすみ市にいたる南房総国定公園に指定されている。また、富津市は房総半島の中西部東京湾側に位置し、北東部に君津市、東南部に鴨川市と鋸南町に隣接するなど、周辺地域との観光誘客等に関して連携が可能である。

現状と課題

1. 漁業者の減少、高齢化

- ・地域の漁業者は減少し続けており、富津地区(富津)においては、H25～R5の10年間で、65%減少した(563人→251人／漁業センサス)。特にノリ養殖の経営体の減少が著しく、昭和46年比で約8割減となっている。
- ・高齢化も進んでおり、R8年1月19日時点で、富津漁協の正組合員の60%が65歳以上(90%が50歳以上)である。

2. 漁業生産量の減少

- ・1. で記載した漁業者の減少に加えて、海水温上昇に伴う漁期の短縮化や食害魚の増加等により、漁業生産量が大きく減少している。R1には1,130トンあった漁獲量(海面漁業+海面養殖業)がR6には509トンと、55%減少している。

3. 農山漁村地域のコミュニティ、担い手組織の縮減

- ・「漁業者の減少」と「漁業生産量」が互いに影響する「負のスパイラル」が生じている状況である。
- ・これは漁協等の漁業の担い手組織の規模縮小につながるとともに、地域がこれまで大切に維持してきた農山漁村地域の文化やコミュニティの縮減を引き起こしてしまう。
- ・潮干狩り場もあって、重要な漁業収入源になっていたが、近年のニーズ変化を捉えきれておらず、来場者数等が横ばい。現在の水産資源や担い手の状況をみると、変革しなければ緩やかに基幹的な収益源たる潮干狩り場も縮減する。そのため持続可能な経営を可能にする収益モデルを改めて作る必要がある。
- ・地域の水産物は漁協が運営する卸→仲買人のルートで貰われるのみであり、漁業者側に価格決定力が小さい。少量多品種が漁獲される当地域では、小ロットかつ高付加価値で販売できる別ルートが必要
- ・エリア全体としてたくさんレジャー客が来ているが、潮干狩り場をはじめ、水産物の消費へつなげることができていない。また各所にスポット的に来るばかりで、地域への滞在に結びついていない。海洋レジャーや水産物の切り口で、地域への滞在や消費拡大を図る必要がある。

今後の展開方向等(※4)

【取組方向性】

- 首都圏からアクセスが良い立地と、海洋レジャー等の豊富な地域資源をいかし、潮干狩り場やプレジャーボート係留施設等を核として、域外資金や滞在人口の獲得へつなげる。
- ・潮干狩り場を核とした水産×観光等の六次産業化の推進
- ・地域の水産物の販路多角化、高付加価値化

【具体的な取組】

- ・潮干狩り場の機能を強化し、地域で水揚げされる魚介類やノリなどの直売、レストランコーナーを併設し、消費額の増加や滞在人口の増加を図る。
- ・プレジャーボート係留施設の設置によりマリンレジャーの充実を図り、新たな目的の滞在者の確保、地域への導線の拡充を図る。(予定:関係機関との協議が整い次第、当取組を具体化し、本計画に改めて追加する)

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
富津市	富津地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	富津漁業協同組合	有	ハ	
富津市	富津地区	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用交流施設)	富津漁業協同組合	有	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

富津地区(千葉県富津市)	区域面積(※2)	601ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 富津漁港は、房総半島の東京湾中央部に位置する富津岬を中心に、北側の富津地区と南側の下洲地区の2地区から構成され、ノリ養殖業や採貝業等が営まれている。特にノリ養殖は当該漁港における全陸揚量の約9割を占めており、東京湾側における重要な生産拠点となっている。地区の漁業生産は沿岸域の地域や自治体の中で相当量を占めており、重要な生産拠点である。地区人口に占める農林漁業就業者の比率が高く(地区人口:3,783人(R2国勢調査)に対し、地区農林漁業就業者数:307人(R5漁業センサス、R2農林業センサス)で、農林漁業就業者比率は8.16%であり、農林漁業は地区内に加えて、東京湾沿岸域の中でも重要な産業である。また、当該地区は富津漁港と一体的に発展した地域である。		
②法第3条第2号関係: 一方で周辺には富津中央インターチェンジや東京湾アクアラインがあり、利便性が良く、都市部の来訪者も呼び込むインフラ環境が整った地域であるため、当市を訪れるきっかけづくりとして事業を実施すれば、滞在人口の増加に加えて、地域の水産物の販路多角化、漁業者の収入増加等につながる可能性が高い。 上記をさらに地域の定住等につなげることで、地域が抱える人口減少やそれに伴う漁村コミュニティの衰退等の課題解決に貢献できると考えられる。		
③法第3条第3号関係: 当地区は漁業センサスの対象となる地域である。また、市街地を形成している区域でもない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標達成状況の評価については、事業の効果発現後3年間の翌年度(令和12年度)に、計画主体である千葉県富津市が事業主体である漁協と共同で評価検討会を開催し、当該地区を対象とした市統計調査、漁協の業務報告書等により分析し、評価する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。